

付議事件及び審議結果

令和元年8月臨時会

令和元年8月5日上程

議案第16号 上田地域広域連联手数料条例中一部改正について

8月5日可決

議案第17号 上田創造館条例中一部改正について

8月5日可決

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 16 号 上田地域広域連合手数料条例中一部改正について
- 第 4 議案第 17 号 上田創造館条例中一部改正について
- 第 5 議案第 16 号 上田地域広域連合手数料条例中一部改正について
(委員長報告)
- 第 6 議案第 17 号 上田創造館条例中一部改正について
(委員長報告)

本日の会議に付議した事件

日程第1から第6まで

出席議員（23名）

第1番	林	和明	君
第2番	佐藤	論征	君
第3番	金子	和夫	君
第4番	宮下	省二	君
第5番	若林	幹雄	君
第6番	長越	修一	君
第7番	宮下	壽章	君
第8番	金井	とも子	君
第9番	飯島	伴典	君
第10番	土屋	勝浩	君
第11番	松山	賢太郎	君
第12番	佐藤	清正	君
第13番	阿部	貴代枝	君
第14番	横山	好範	君
第15番	田村	孝浩	君
第16番	羽田	公夫	君
第17番	小林	隆利	君
第18番	南波	清吾	君
第19番	半田	大介	君
第20番	久保田	由夫	君
第21番	渡辺	正博	君
第22番	小宮山	定彦	君
第23番	吉川	まゆみ	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

広域連合長 土屋陽一君

副広域連合長 ○東御市長 花岡利夫君
○青木村長 北村政夫君
○長和町長 羽田健一郎君
○坂城町長 山村弘君

広域連合監査委員 後藤菊夫君

事務局 ○事務局長 両角功君
○消防長 越浩司君
○会計管理者 細川真理子君
○事務局
総務課長 腰原広道君
○事務局
企画課長 柳澤亮君
○事務局
介護障がい
審査課長 中村尚文君
○事務局
ごみ処理
広域化
推進室長 佐藤安則君
○消防次長
(兼)
上田中央
消防署長 堀池正博君
○消防本部
総務課長 佐藤文昭君
○清浄園所長 山越晃君
○上田
クリーン
センター
所長 土屋隆君
○丸子
クリーン
センター
所長 下村孝之君

- 東 クリーン部
セ ン タ ー 長
所 高 藤 博 幸 君
- 消 防 本 部
予 防 課 長
宮 島 良 明 君
- 消 防 本 部
警 防 課 長
宮 原 正 晴 君

- 事 務 局 米 沢 正 君

本会議

午前 9時30分 開 会

- * 議長（小林隆利君） ただいまから令和元年8月上田地域広域連合議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- * 議長（小林隆利君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今臨時会の署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番宮下壽章議員、14番横山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- * 議長（小林隆利君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決しました。

広域連合長挨拶

- * 議長（小林隆利君） ここで、広域連合長から挨拶があります。
土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

- * 広域連合長（土屋陽一君） 本日ここに、令和元年8月上田地域広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今臨時会をお願いしたのは、消費税法等の一部改正により、この10月1日に消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられる予定であることから、広域連合が徴収する手数料及び使用料について対応が必要となる、上田地域広域連合手数料条例及び上田創造館条例の一部改正について、御審議をいただくためであります。

上田地域広域連合手数料条例の一部改正につきましては、消費税率の引き上げ等に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する手数料の額の標準が改正されたことから、消防法に関する事務の手数料の一部を改正するものです。

また、上田創造館条例につきましては、法の趣旨を踏まえ関係市町村と同様に消費税率の改定分として、原則2パーセントを従前の料金に転嫁し、施設使用料の一部を改正するものです。

次に、広域連合の最重要課題であります、資源循環型施設建設の直近の状況について申し上げます。昨年11月に地域住民との協働のもと立ち上げた「資源循環型施設検討委員会」につきましては、引き続き安全・安心な施設について活発な議論をしていただいております。

6月30日には第5回検討委員会を開催し、地域住民の安全・安心の議論を深めるため、施設から排出される有害物質等について、法令に定められている排出基準より厳しい値とする自主基準値の設定の考え方や、ごみの搬入車両のルートについて素案を示させていただきました。それらについて、委員の皆様から、「安全・安心の議論を深めるためには、多角的な視点から、さらなる協議及び検討が必要である」などの御意見をいただきました。

次回の第6回検討委員会では、地域に貢献する施設の熱回収や災害対策に関する基本的な考え方についても検討していただく予定であり、引き続き話し合いを行うことにより、おおむね9月を目途に一定の方向性を出してまいりたいと考えております。

今後も、地域の皆様の御理解をいただきながら、資源循環型施設の早期建設に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上、今回提案いたします案件の概要と資源循環型施設建設についての近況を申し上げます。

提出案件の内容につきましては、担当者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第3 議案第16号

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第3、議案第16号 上田地域広域連合手数料条例中一部改正についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

越消防長。

[消防長 越 浩司君登壇]

* 消防長（越 浩司君） 議案第16号 上田地域広域連合手数料条例中一部改正について御説明申し上げます。

議案集1ページから2ページをお願いいたします。あわせて議会資料1ページから2ページも御覧ください。

はじめに、改正の理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が5月24日に公布されましたことから、上田地域広域連合手数料条例の当該部分につきましても同政令にならい改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、上田地域広域連合手数料条例の別表中、消防法に関する事務のうち、危険物の製造所、貯蔵所、または取扱所の設置の許可に関する事務に係る手数料につきまして、浮き

屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査中、貯蔵最大数量1万キロリットル以上のうちの3項目につきまして、それぞれ金額を改めるものがございます。

附則について御説明申し上げます。施行期日につきましては、政令で定められた日と同日の令和元年10月1日からとしたいというものでございます。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

* 議長（小林隆利君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） 本案は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

日程第4 議案第17号

* 議長（小林隆利君） 次に、日程第4、議案第17号 上田創造館条例中一部改正についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

両角事務局長。

〔事務局長 両角 功君登壇〕

* 事務局長（両角 功君） 議案第17号 上田創造館条例中一部改正について御説明いたします。議案集の3ページをお願いいたします。

最初に、改正の趣旨を申し上げます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布され、本年10月1日から施行することに伴い、上田創造館条例について所要の改正を行うものでございます。

今回、消費税と地方消費税を合わせた税率が現行の8パーセントから10パーセントに改定されることに伴い、当該施設使用料について、税率引き上げ分2パーセントを転嫁するものでございます。

なお、同使用料の改定にあたっては、過去の改定状況を踏まえ、税率引き上げ分の2パーセントを加算した上で一定の端数処理を行っております。

改正の内容でございますが、5ページから6ページのとおり、同条例の別表第1の1中、同施設の会議室や文化センターホール等の使用料について、税率引き上げ分2パーセントを転嫁するものでございます。

附則第1項は、施行日を令和元年10月1日とし、附則第2項は、経過措置を定めたものでございます。

以上、議案第17号について御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

* 議長（小林隆利君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） 本案は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前 9時39分 休 憩

午前10時30分 再 開

* 議長（小林隆利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第16号

* 議長（小林隆利君） 日程第5、議案第16号を議題とし、総務委員長の報告を求めます。

松山総務委員長。

〔総務委員長 松山賢太郎君登壇〕

* 総務委員長（松山賢太郎君） 総務委員会は、本会議休憩中に開催し、付託案件の審査を終了いたしましたので、その概要について順次御報告申し上げます。

まず、議案第16号 上田地域広域連合手数料条例中一部改正について、はじめに、危険物施設の許可に関する審査の件数は年間何件か、また、今回の改正に当たり周知は行ったか。

これに対し、年間約80件の審査を行っており、今回の改正に関わる周知については、当消防本部管内に当該大規模施設がないことから特段行っていない。

次に、上田地域広域連合の手数料に関して納税の義務があるか。

これに対し、国又は市町村の一般会計については、納税の義務はないと認識している。

との質疑応答があり、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

* 議長（小林隆利君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） これより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号

- * 議長（小林隆利君） 次に、日程第6、議案第17号を議題とし、総務委員長の報告を求めます。
松山総務委員長。

[総務委員長 松山賢太郎君登壇]

- * 総務委員長（松山賢太郎君） 議案第17号 上田創造館条例中一部改正について、はじめに、利用料についてどの程度の影響が見込まれるか。

これに対し、昨年度の実績を踏まえ、9万円前後の増額が見込まれる。

次に、使用料について直近の改定はいつか。

これに対し、平成9年4月の消費税改定の際に改定した。

次に、使用料の納税義務については。

納付税額・還付税額ともに発生することはない。

次に、料金改定の周知方法は。

これに対し、上田創造館内への掲出、上田創造館だより、広域広報紙、上田創造館及び広域連合のホームページ等により周知を行う。

次に、保育園等の利用も多いと思うが。

これに対し、利用実態等を踏まえ、効果的な周知を行う、との質疑応答があり、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- * 議長（小林隆利君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（小林隆利君） これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（小林隆利君） これより採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- * 議長（小林隆利君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年8月上田地域広域連合議会臨時会を閉会といたします。

午前10時35分 閉 会